

自転車等駐車場一時利用約款

(総則)

- 1 公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」といいます。）が管理する自転車駐車場又はバイク駐車場（以下「駐車場」といいます。）を一時利用する方は、この約款に記載してある事項をご承諾のうえ利用するものとします。ただし、各項目について各駐車場に他の規約等が掲出されている場合は、そちらが優先するものとします。
- 2 駐車場は駐車場所を提供するものであり、センターにおいて自転車・原動機付自転車・自動二輪車（以下「車両」といいます。）を預かって保管するものではありません。車両には鍵をかける等、お客様ご自身で防犯対策を行ってください。
- 3 駐車場ご利用における以下の事項に関しましては、責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ・車両及びその他の付帯物・積載物等の紛失・盗難・破損等の損害
 - ・事故、利用者同士のトラブルによる損害
 - ・他の車両により入庫・出庫を妨げられたことによる損害
 - ・地震・落雷・火災・水害等の天災、不可抗力による損害
 - ・間違った番号を押して精算された場合など誤った機械操作による課金
 - ・機器不具合及び停電等が発生した際の入出庫までの待ち時間に対する補償、機会損失等の補償

(利用時間・料金等)

- 4 利用時間や管理員の勤務時間及び休日は、利用案内看板等に記載します。
- 5 利用料金及び支払い方法は、利用案内看板等に記載します。

(駐車することができる車両)

- 6 駐車場に駐車することができる車両の車種、サイズ及び重量等に制限を設けた場合は、利用案内看板等に記載します。この制限を超えた場合、ご利用をお断りさせていただくことがあります。

(利用上の注意)

- 7 連続駐車時間は10日以内とします。これを超えた場合は他の場所（保管場所）に移動し、移動後1ヶ月を経過しても返却の申し出のない車両は放置車両と見なし処分します。移動後処分までの間に返却の申し出があった場合には、場内に駐車した時間及び移動後の経過時間の合算時間を駐車時間と見なし、それに相当する利用料金及び移動に要した費用を請求させていただきます。
- 8 駐車場内では、以下の行為を禁止します。禁止行為を行ったときは、以後当該施設の利用をお断りすることがあります。
 - ・火気の使用・喫煙
 - ・ごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為
 - ・車両に乗車したままでの走行
 - ・飲酒運転（薬物使用等を含む）
 - ・アイドリング・空ふかし、むやみに警告鈴や警笛を鳴らす行為
 - ・その他公序良俗に反する行為
- 9 駐車場内において以下の行為を行った場合は不正利用とし、駐車場機器による車両ロック等を行います。不正利用が繰り返し行われた場合には、車両の移動・施錠を行うとともに、駐車時間に相当する利用料金に加えて、違約金として3,000円をお支払いいただきます。その場合、以後当該施設の利用をお断りすることがあります。また、車両の移動等、これらの処置により発生するいかなる損害・損失（車両の損傷等）に関して、その責任は負いかねます。
 - ・駐車指定場所以外の通路や空地などに駐車をする行為
 - ・ロック付きラック及びチェーンロック等の駐輪機に正しく駐車せず課金を免れる行為
 - ・精算行為を行わずに出庫する行為
- 10 釣銭切れ等により釣銭が払い出されなかった場合は、後日返金させていただきます（領収書を保管してください。）。また、領収書が発行されなかった場合は、後日領収書を郵送させていただきます。
- 11 天災・火災発生時及び駐車場の点検等に伴い予告なく駐車場を閉鎖し、車両を移動する場合があります。
- 12 故意又は過失によって、駐車場施設に損害を与えたときは、これを弁償させていただきます。

- 1 3 センターがカメラ等で駐車場内及び駐車場周辺等を撮影した画像・映像情報等については、駐車場の運営管理、不正利用等の取締り、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用いたします。また、撮影した画像・映像情報等は、法令に基づき開示・提供する義務がある場合及び上記利用目的に基づいてセンターが必要と判断した場合を除き、利用者及びその他の第三者に開示・提供をすることはありません。
- 1 4 センターは、民法第 548 条の 4 の規定に従い本約款を変更する場合、利用者の事前の承認なしに、その変更内容を当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者にあらかじめ周知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、適切な周知方法において明示した効力発生日より生ずるものとします。

改正 2025 年 4 月 1 日